

「陸上自衛隊土浦駐屯地における臨時
野外売店の設置及び経営」
に関する募集要項

土 浦 駐 屯 地

1 概要

陸上自衛隊土浦駐屯地において、武器学校・土浦駐屯地開設73周年記念行事における職員、来訪者等の利便性を確保するため、物品販売等の臨時野外交店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種
ミリタリーグッズ、土産物、食品・飲料（アルコールを除く）等一般社会通念上、臨時野外交店での販売が可能と判断できる業種
- (3) 店舗数
6店舗程度
- (4) その他
仕様書のとおり。

4 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、書類を期限までに提出すること。なお、提出書類にかかる費用は応募者が負担するものとし、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） 2部

次の事項（会社概要）について、必ず全て記載すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 営業日及び営業時間

c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）

d 店舗レイアウト図（平面図）（別紙第4）

火気器具及び消火器の概略配置を含み記載

e 店舗イメージ図（外観、内装）（別紙第5）

f 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

g ゴミ・廃棄物の処分方法

h 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）

i クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

j 防衛省における営業方針

k 防衛省内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画

1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
なお、2年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。

l その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。

a 業務確約書（別紙第6）

b 戸籍抄本

(a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(b) 発行後3か月以内のもの

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

- d 財務諸表
 - (a) 個人
 - 直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
 - 直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
発行後3か月以内のもの
 - (a) 個人
 - その3の2
 - (b) 法人
 - その3の3
 - f 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの。）
 - g 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
（該当する場合のみ。）
 - i 誓約書（別紙第7）
 - j 役員名簿（別紙第8）
 - k 委任状（別紙第9）
- 注： 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊武器学校総務部厚生課厚生班(担当：栗田、佐伯)
 (住所) 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1
 (電話) 029-887-1171 内線521

ウ 提出期限

令和7年5月8日（木）午後2時までとする。
 なお、郵送の場合も必着とする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）は禁止する。

5 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、臨時野外出店実施業者を決定する。必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者とする場合がある。なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

6 業者の決定時期

- (1) 実施業者の決定及び通知
令和7年6月2日（月）を予定
- (2) 設置場所の抽選
令和7年6月2日（月）を予定
※抽選は原則として、官側により代理抽選を実施する。

7 業者決定後の提出書類

食堂、売店等の設置及び経営業者として決定されたものは、第1号から第3号までのとおり、提出すること

- (1) 提出書類
 - ア 国有財産使用許可申請書
 - イ 入門者リスト（別添1）
現場責任者の携帯電話番号、入門者全員の名簿、入門車両の車種・車番
 - ウ 入門者全員の履歴書・免許証等（コピー可・様式随意）
 - エ テント内等配置図（別添2）
火気器具・消火器・発電機・水タンク・商品陳列の場所
 - オ 菌検査書（営業日の1か月前以内のもの） ※食品関連出店業者のみ
 - カ 管轄機関の営業許可証の写し
 - キ 設置する案内板、看板等の種類等
店舗外に設置する必要がある場合に提出
- (2) 提出先
陸上自衛隊土浦駐屯地厚生課厚生班
- (3) 提出期限
 - ア 前1号のア（国有財産使用許可申請書）
令和7年6月16日（月）午後2時まで
 - イ 前1号イ～キ
令和7年6月16日（月）午後2時まで

8 その他

出店を決定された場合においても、災害派遣等官側の都合により変更・中止となる場合があるので承知されたい。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊武器学校長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1に所在する陸上自衛隊土浦駐屯地において、臨時野外売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所
	陸上自衛隊土浦駐屯地 運用教場前

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ 営業日及び営業時間 令和7年9月28日（日）午前9時～午後3時
ウ 精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場 合の種類）
エ 店舗レイアウト図（別紙第4） （平面図）
オ 店舗イメージ図（別紙第5） （外観、内装等のイメージ図）
カ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
キ ゴミ・廃棄物の処分方法
ク 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
ケ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
コ 防衛省における営業方針
サ 防衛省内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等。なお、2年間の収支 状況一覧表を必ず添付すること。）
シ その他のアピールポイント

※企画提案書付属書類

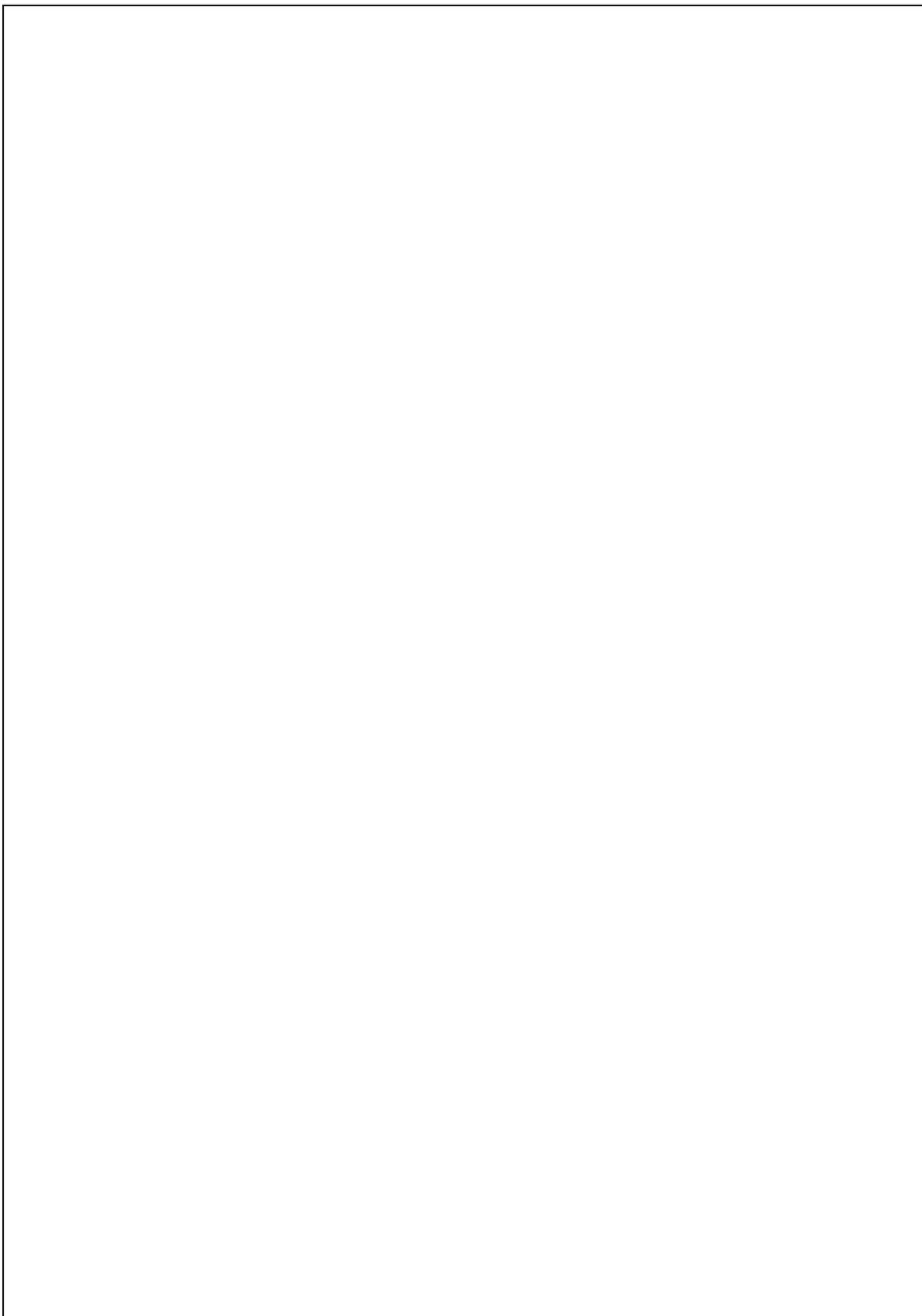
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等
（日本産業規格A4）

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商品名	企画等	販売価格 (円)	市場価格 (円)

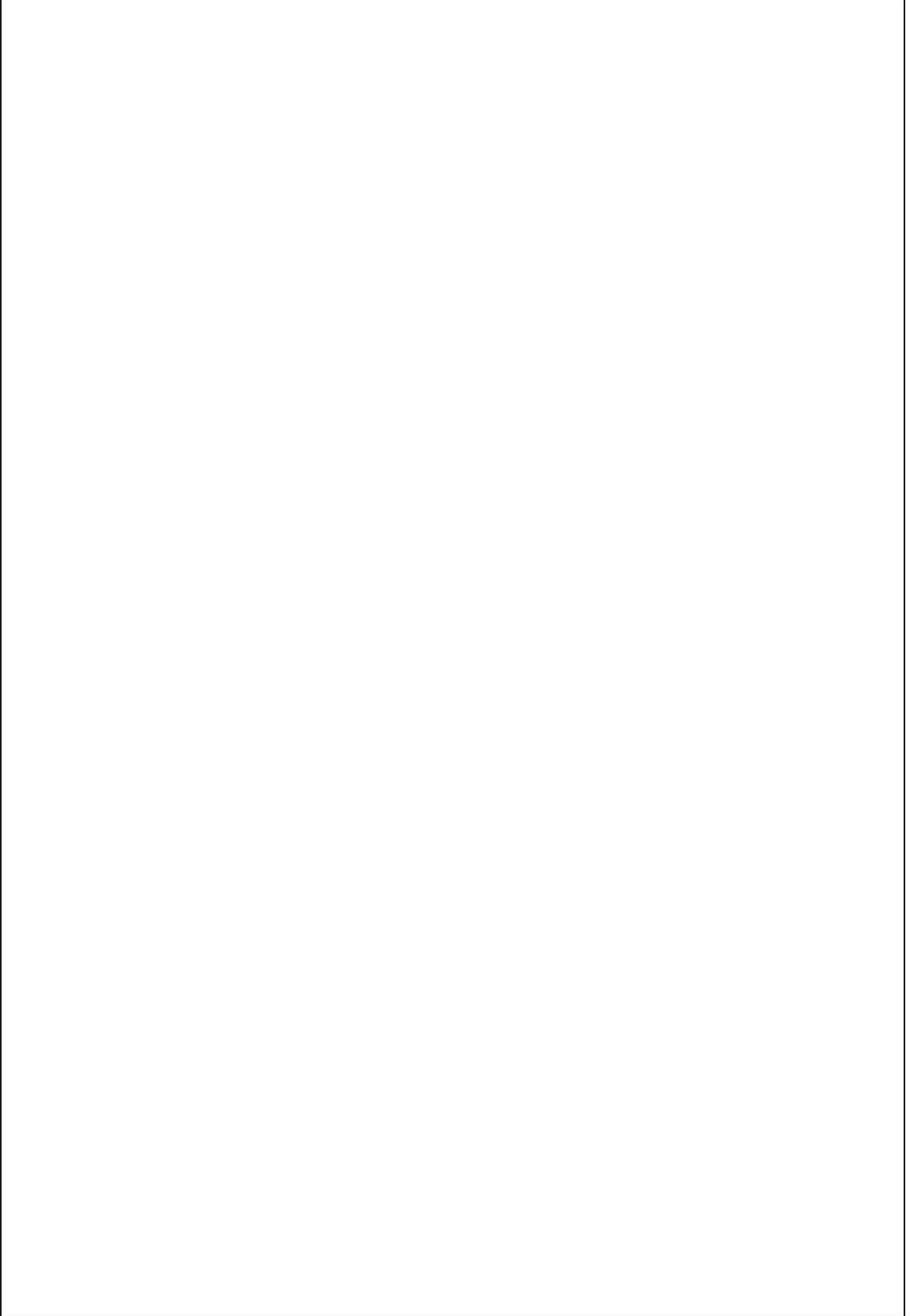
注：価格は税込みとする。

店舗レイアウト図



※火気器具及び消火器の概略配置を含み記載

店舗イメージ図



業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊武器学校長 殿

「陸上自衛隊土浦駐屯地における臨時野外出売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第8の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

Tel :

商号又は名称

代表者氏名

委 任 状

土浦駐屯地 臨時野外出売店代表者
殿

下記について、委任します。
ただし、使用許可書に付されている全ての条件について遵守します。

記

- 1 土浦駐屯地臨時野外出売店における国有財産（土地）の使用許可手続きについて
- 2 上記に関連する会計処理について

令和 年 月 日

住 所

会社名等

印

代表者名

印

土浦駐屯地 入門者リスト

会社名 _____

責任者 氏 名 _____

電話番号 _____

入門車両 車 種 ① _____

② _____

車 番 ① _____

② _____

入門予定時刻 (: ~ : 頃)

勤務者全員の氏名 (責任者含む)

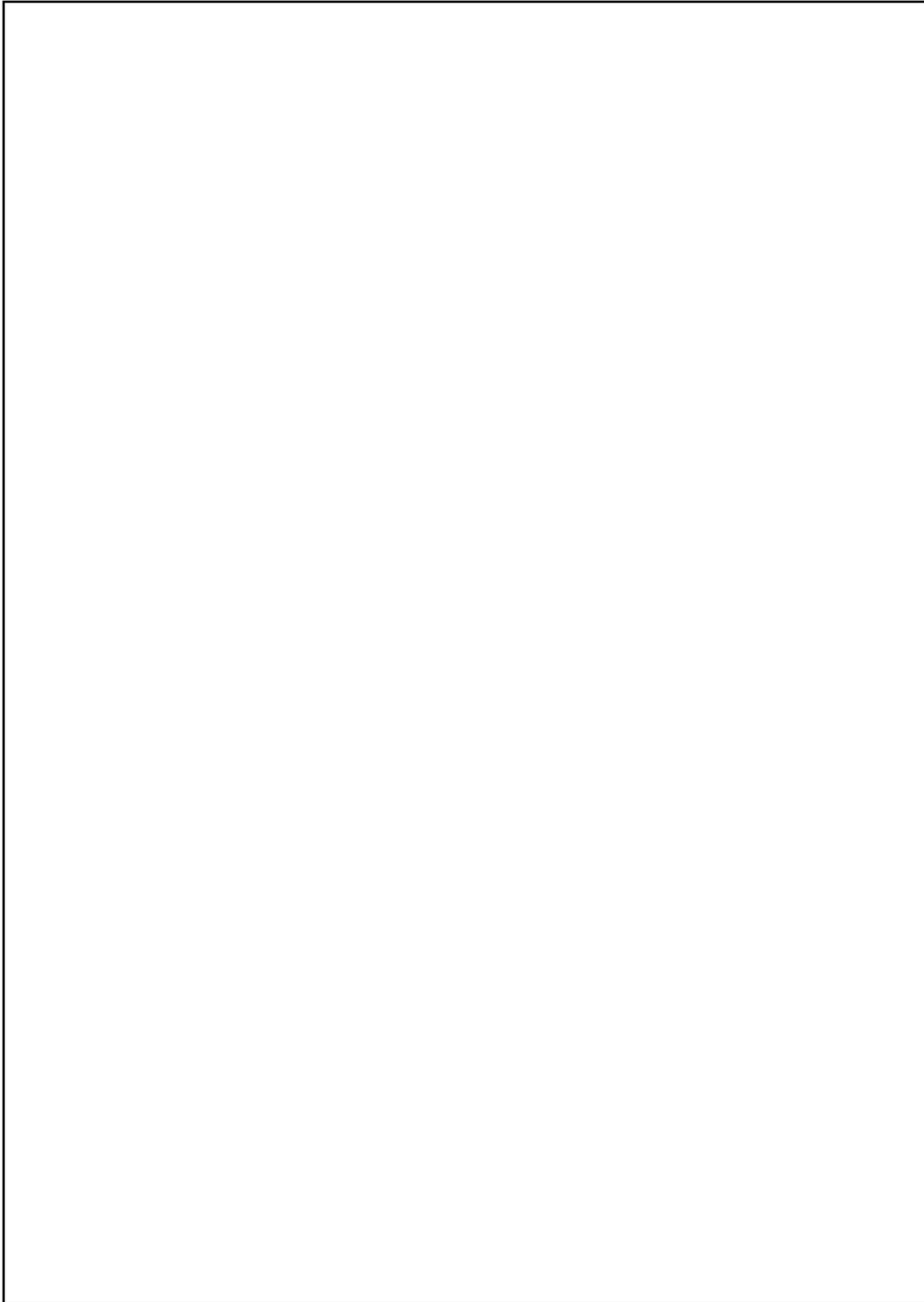
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

テント内等配置図

業者名 (

)

第1 運用教場側



メイン道路側

【記載事項】

- ・火気器具（コンロ・調理器具）・消火器（使用期限要確認）・発電機の位置
- ・水タンクの位置・商品陳列の場所

仕 様 書

(臨時野外売店)

土 浦 駐 屯 地

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊土浦駐屯地における臨時野外出売店の設置及び経営
- 2 業務内容
臨時野外出売店の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊武器学校長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、臨時野外出売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ケ 暴力団又は暴力団員及びオ～クまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。
- (5) 企画提案書の「防衛省内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画書」において、2年間営業した場合の収支が黒字であること。

6 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に臨時野外出売店の設置に係る面積に応じて、乙が定める国有財産使用料を、乙が定める要領により支払うこと。
- (2) 原則として、電気水道等の使用はできない。必要な場合は丙による持ち込みとなる。
- (3) 国有財産使用料は、当日（令和7年9月28日（日））に臨時野外出売店代表者に直接現金で支払うこと。野外出売店代表者は歳入徴収官が指定する期日までに全額支払うこと。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）が発生した場合は負担しなければならない。その際、乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務予定期間（変更する場合は通知する）

令和7年9月28日（日）午前9時から午後3時まで

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外出売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、判明後、速やかに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。なお、「臨時野販売店」において販売商品と廃棄物の搬入における入門のための手続き要領及び駐屯地内の立入制限・車両の速度制限等についての指示も同様とする。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (5) 野販売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (7) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (8) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (9) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (10) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 丙は、売上金額を別示する期日までに提出すること。
- (12) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、当日勤務する者の名簿、当日の現場責任者の携帯電話番号及び入門車両の車種・車番を令和7年8月27日（水）までに提出すること。（FAX可。当日の入門手続き及び変更事項の連絡のためにのみ使用する。）
- (13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂、売店等の営業停止を含む）に従わなければならない。
- (14) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (16) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会を実施する場合において、遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (17) 野販売店の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (18) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

仕様書（その2）

- 1 設置目的
武器学校・土浦駐屯地開設73周年記念行事における臨時野外交店
- 2 設置場所
陸上自衛隊土浦駐屯地 運用教場前
- 3 使用面積
1区画（間口5.8m×奥行3.5m）の区画内での営業を基準とする。なお、これによりがたい場合には、企画提案書の備考欄（別葉可）に記入されたい。
- 4 国有財産使用料
「蔵官第1号（S33.1.7）使用料算定基準」に基づき算定する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業予定日（変更する場合は通知する。）
令和7年9月28日（日）
 - (2) 営業時間
午前9時～午後3時
 - (3) 統制事項
当日午前6時より入門可能とする。この時間によらない場合は別途調整する。
- 6 その他の営業条件
 - (1) 荒天時、自衛隊の任務上、該当行事を中止による場合があり、その際は担当職員より丙へ連絡する。
 - (2) テントを使用する場合は各自で規格内のテントを持参すること。設営は当日の入門以降に実施すること。
 - (3) 電気・水の提供はできないので、必要な場合は各自で発電機、水タンク等を準備すること。
 - (4) 火気（発電機を使用する場合も含む。）を使用する場合は、十分な能力のある消火器等を設置すること。
 - (5) 店舗ごと区画内にゴミ箱を設置し、終了後には必ず持ち帰ること。